

平成30年12月19日 文化審議会著作権分科会国際小委員会 発表用資料

一般社団法人全国美術商連合会 監事  
弁護士・税理士 木村道哉

## 1. 紹介（発表者，一般社団法人全国美術商連合会）

### 【発表者】

棚瀬法律事務所 パートナー 弁護士・税理士 木村道哉  
一般社団法人 全国美術商連合会 監事  
一般財団法人 東美鑑定評価機構 監事  
株式会社東京美術倶楽部 顧問（著作権・鑑定委員会 担当）

### 【一般社団法人 全国美術商連合会】

平成6年設立，平成27年6月に一般社団法人化  
（主な加盟団体）

日本現代版画商協同組合，日本現代美術商協会，日本洋画商協同組合  
日本浮世絵商協同組合，全国刀剣商業協同組合，東京美術刀剣商業協同組合  
現代美術商協同組合，東京都古書籍商業協同組合，  
美術倶楽部（東京，大阪，京都，名古屋，金沢）  
美術商協同組合（東京，大阪，京都，名古屋，金沢） 等

## 2. 美術品取引市場の現状

### 【美術品市場規模】（出典：「日本のアート産業に関する市場調査2017」）

アート産業規模 3270億円（美術品市場は2437億円）

日本のGDP規模・富裕層人数に対して，日本国内の美術品市場規模は小さい。

⇒近代現代美術作家・作家遺族・美術商にとって，まずは日本国内の美術品市場を活性化し，市場規模を大きくすることが，現時点で最も重要な課題

### 【古物市場】

オークション（ネットオークション含む）と異なり，古物市場はクローズドマーケットであるため，現状としては，取引価格を正確に把握する体制が整っていない。

### 3. 近現代美術作家の著作権に関する喫緊の課題

#### 【美術作家の著作権侵害】

真作でない作品の流通という問題

⇒美術作家を守るため、著作権侵害への対抗措置、真作でない作品の流通防止が必要

⇒原作品の取引を前提とする追及権においても、真作でない作品の流通防止は重要

※現存作家と物故作家の違い

現存作家の場合は、真作と偽作の区別を、作家本人ができる。

物故作家の場合は、遺族ないし第三者の鑑定が必要となる。

<欧州追及権指令2条：追及権に係る美術の著作物>

「保護対象は美術の原作品あるいは原作品と看做される複製物である。美術の著作物は、造形美術とグラフィックアートであり、その具体的な種類は「絵画、コラージュ、油絵、描画、彫刻、プリント、リトグラフ、ガラスの作品、写真の原作品あるいは、原作品とみなされる複製」が含まれる（（1）項）。著作者自身の手でつくられたことを要件としてオリジナルの原作品とされる。また、「原作品とみなされる複製」とは、著作者本人の監督のもと作られていて、通常は連番がふられる、サインされる、あるいは著作者による承認が行われる（（2）項）。」

（小川明子「欧州における追及権制度の可能性と限界—欧州司法裁判所判決からの示唆—」比較法学49巻2号・158頁）

### 4. 追及権導入に対する懸念事項

#### 【日本国内の近現代美術品市場に与える影響】

最大の美術品市場であるアメリカ（カルフォルニア州除く）では追及権が導入されていない。相対的に市場規模が小さい日本国内の美術品市場に、追及権が導入された場合、どのような影響が発生しうるかを、実証的に検討する必要がある。

#### 【美術作家間の貧富の格差拡大】

一般的に作品の取引価額があまり高くない若手美術作家にとって、追及権制度は必ずしも実効的な支援とならない可能性がある。その一方で、既に作品の取引価額が高い美術作家・遺族は、追及権制度により更に収入が増えることになる。

「フランスで追及権を管理する著作権協会としては、SPADEMとADAGPの二つの団体があった。しかし、SPADEMは、一九九〇年代になって美術市場が急激に停滞して

収入が減少してしまった。それに追い討ちをかけるように、徴収額の半分近くを占めていたピカソの相続人が脱退したりして経営が行き詰まり破産してしまい、ADAGPに吸収されてしまった。」（宮澤溥明「著作権の誕生 フランス著作権史」太田出版・299頁）

#### 【追及権が導入された場合の執行について】

前述の通り、美術商間での相対取引など美術品取引の捕捉は難しい。また、真作でない作品の流通なども含め、追及権の対象となる作品の選別、追及権の存続期間の判定など、執行においては実務的な問題が多い。

#### <カルフォルニア州法の追及権について>

「州法上の美術著作者は、再販が行われてから3年あるいは販売の事実を知ってから1年以内に訴えを起こすことができると規定されるものの、販売者との間で販売に関する情報が共有されることは稀であり、販売が行われた事実を美術著作者に（自動的に）知らせるようなシステムは構築されていない。追及権に限らず、通常、美術著作者名あるいはその居所を、販売者自身が調査の上支払を行うことは、実質的に困難である。作品の販売に際しては、販売者に支払い義務が課されているものの、前述の通り、その履行状況は明らかではない。」

（小川明子「アメリカ連邦法としての追及権導入の可能性」比較法学・48巻2号・39頁）

## 5. まとめ

追及権については、諸外国の制度、各国の執行状況を参考とし、日本国内の近現代美術市場の現状把握を踏まえ、中長期的な課題として捉えている。

喫緊の課題として、美術作家の著作権侵害、真作でない作品の流通といった問題に直面しており、追及権導入の前提として、美術作家の著作権の管理保全、真作でない作品の流通防止が必須と思われるが、現状では実効性のある対抗措置が十分に取られていない。

また、追及権導入が日本国内の近現代美術品市場に与える影響について、実証的な検討が必要であるし、追及権の対象となる最低取引価額によっては、美術作家間の貧富の格差が拡大することも懸念される。

さらに、仮に追及権制度が導入された場合の執行についても、美術品取引の捕捉や対象作家・対象作品の選別等、実務的な問題が多数存在する。

以上を踏まえると、追及権導入は法律論として理解できるが、短期的に見れば、現状では時期尚早であると考えられる。

以上